

議第79号 呉市立小中学校設置条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の内容

呉市立下蒲刈小学校を呉市立蒲刈小学校に、呉市立下蒲刈中学校を呉市立蒲刈中学校に統合するため、所要の規定の整備をするものです。

2 施行期日

令和2年4月1日

3 保護者及び地元自治会との協議

統合に当たり、平成30年5月から呉市下蒲刈保育所、呉市立下蒲刈小学校及び呉市立下蒲刈中学校の幼児等の保護者並びに地元自治会と協議を重ね、統合時期及び統合の組合せについて合意を得ました。

この協議における保護者からの要望を受け、下蒲刈町に居住する児童生徒については、希望すれば呉市立仁方小学校若しくは呉市立仁方中学校又は呉市立川尻小学校若しくは呉市立川尻中学校に通学することができる特例を設けることとします。

また、下蒲刈町に居住する児童生徒のうち、呉市立蒲刈小学校又は呉市立蒲刈中学校に通学する児童生徒については、スクールバスを運行することとし、呉市立仁方小学校若しくは呉市立仁方中学校又は呉市立川尻小学校若しくは呉市立川尻中学校に通学する児童生徒については、路線バス・生活バスの定期代を全額補助する予定です。

4 位置図

